

## 令和元年度 第3回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和元年6月10日（月）午後3時

2. 場 所：阿見町役場 3階 305会議室

3. 出席委員：農業委員 10名

1番 藤 平 清 子 君  
2番 小 泉 治 久 君  
3番 柳 生 利 幸 君  
4番 浅 野 敬 司 君  
5番 吉 田 和 嗣 君  
6番 島 田 辰 男 君  
7番 長 谷 川 義 洋 君  
8番 横 張 清 彦 君  
9番 青 山 和 泉 君  
10番 山 崎 久 司 君

農地利用最適化推進委員 10名

1番 渡 邊 通 君  
2番 吉 田 一 男 君  
3番 山 崎 明 君  
4番 小 見 川 清 君  
5番 小 松 崎 秀 昭 君  
6番 福 岡 み つ 子 君  
7番 諏 訪 原 早 苗 君  
8番 野 口 裕 司 君  
9番 栗 山 繁 君  
10番 大 塚 康 夫 君

4. 欠席委員：なし

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第2号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第4号 農地等の利用の最適化に関する指針（案）について

報告第1号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第3号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席委員は20名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、5番吉田和嗣委員・6番島田辰男委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

＜議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について＞

議 長： 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日5月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計2aです。転用理由は、車両置き場として利用するためです。転用計画は、車両置き場です。工事期間は令和元年6月30日から令和元年7月末日までです。契約内容は賃貸借権（10年）です。

申請地2筆は、地番が離れていますが、字界で同一角地です。事務所敷地内の作業場より50mの位置にあり、営業時間内に利用し、終了後は、事務所敷地内にて保管するそうです。東側・西側は、ブロック塀・フェンスを設置、道路に面している南側は、他の車両の進入を防ぐチェーンをする予定です。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を8番横張清彦委員お願いいたします。

8番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地周囲は、農地の広がりもないことや、隣地境界についても確認がとれておりますので、周辺農地への影響を懸念することはありませんので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜議案第2号 現況確認証明の発行について（非農地証明）＞

議 長： 続いて、議案第2号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第2号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

整理番号1番、申請日5月21日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は7a、用途は登記申請（地目変更）の為で、現況写真（非農地）国土地理院平成11年5月30日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

整理番号2番、申請日5月22日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は5a、用途は登記申請（地目変更）の為で、現況写真（非農地）、公図及び土地登記簿謄本、固定資産課税台帳記載事項証明書が添付されております。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を8番横張清彦委員、2番を7番長谷川義洋委員お願いいたします。

8番： 整理番号1番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。また、平成11年の航空写真からも、建物が建築されており、宅地として利用されている状態であることが判断できますので、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

7 番： 整理番号 2 番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。申請地の固定資産税は宅地課税であります。また、昭和 63 年に自己用住宅が建築されており、引き続き宅地として利用されている状態であることが判断できますので、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番： 整理番号 2 番は、どのあたりに位置しますか。

事 務 局： 陸上自衛隊朝日分屯地の南側、秋吉歯科医院のならびになります。

議 長： ほか、質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第 2 号 現況確認証明の発行について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

### <議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議 長： 続いて、議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題といたします。

整理番号 1 番が農業委員 5 番吉田和嗣委員に、整理番号 3 番が農業委員 4 番浅野敬司委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号 1 番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、2 筆、面積合計が 30 a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5 年の新規設定です。

整理番号 2 番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1 筆、面積が 29 a の内 20 a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、3 年の新規設定です。

整理番号 3 番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1 筆、面積が 33 a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5 年の再設定です。

整理番号 4 番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1 筆、面積が 7 a、権利は貸借借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5 年の再設定です。

整理番号 5 番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1 筆、阿見町〇〇、地目は畑、1 筆面積合計が 99 a、権利は貸借借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5 年の再設定です。

整理番号 6 番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1 筆、面積が 18 a、権利は貸借借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、1 年の新規設定です。

整理番号 7 番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、3 筆、面積合計が 100 a の内 12 a、権利は貸借借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5 年の再設定です。

整理番号 8 番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、3 筆、面積合計が 101 a の内 12 a、権利は貸借借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5 年の再設定です。

整理番号 9 番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1 筆、面積が 14 a、権利は貸借借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、10 年の再設定です。

整理番号 10 番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1 筆、面積が 18 a、権利は貸借借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、2 年の新規設定です。

整理番号11番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が18a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の新規設定です。

- 議 長： 説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
- 9 番： 整理番号7番8番は、同じ土地ですが、共同での賃借になりますか。
- 事 務 局： 今回再設定の2名と、もう1名の3名での賃借契約で、ハウス栽培をしています。
- 議 長： 他、質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。  
（農業委員5番吉田和嗣委員、農業委員4番浅野敬司委員 入室）

#### <議案第4号 農地等の利用の最適化に関する指針（案）について>

- 議 長： 続いて、議案第4号 農地等の利用の最適化に関する指針（案）についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。
- 事 務 局： 議案第4号 農地等の利用の最適化に関する指針（案）について  
「農業委員会等に関する法律」第7条第1項の規定に基づく、農地等の利用の最適化に関する指針は以下のとおりです。  
令和元年度の目標
- |                    |        |
|--------------------|--------|
| 1. 遊休農地の解消について     | 13.4ha |
| 2. 担い手への農地利用集積について | 50.1ha |
| 3. 新規参入の促進について     | 1経営体   |
- 1から3は、「農業委員会等に関する法律」第6条第2項の業務であり、年度末に支払われる、農地利用最適化交付金の交付要件のひとつになっています。
4. 目標の見直しについて 原則毎年度見直しを行うことになっています。
- 議 長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
- 会 長： 今年度の地区計画はありますか。
- 事 務 局： 今年度は、中間管理事業の地域集積で、飯倉、若栗（西方）の田を予定しています。昨年度の担い手への農地利用集積実績は、43h（中間管理 23h、利用権 20h）となっています。
- 9 番： 畑の計画はありますか。畑の集積を行うと、遊休農地の解消につながると思うのですが、どのようになっていますか。
- 事 務 局： 畑の集積は、境界が難しく、なかなか取り組めないのが実状です。
- 議 長： 他、質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第4号 農地等の利用の最適化に関する指針（案）について採決をいたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

## <報告事項>

議長： これより報告事項に入ります。事務局お願いします。

事務局： 報告事項

- 1、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 2、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 3、制限除外の農地の移動届に対する決定について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

令和元年6月10日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局： 報告第1号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は4件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第1号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第2号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第2号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第3号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第3号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

## <その他>

議長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事務局： その他（事務連絡）

### ①活動報告

- 5月20日（月）郡協：総会
- 5月21日（火）～22日（水）会長・局長会議（大洗町）
- 5月27日（月）全国会長大会（東京都文京区）
- 5月30日（木）県南連絡協議会総会（石岡市）

### ②今後の予定

- 6月4日（火）～18日（火）町議会
- 6月24日（月）霞ヶ浦北浦治水水環境促進同盟会通常総会（行方市）
- 6月28日（金）県農：総会

③現地調査及び総会の予定

- 7月現地調査 7月 9日(火) 当番農委 7番長谷川義洋委員  
当番農委 8番横張清彦委員
- 7月定例総会 7月10日(水) 午後3時から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 4時00分 閉会

議長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印